

農業者の皆様へ

農畜産物の渇水・高温対策として実施した費用の一部を支援します。

かがやき農業振興支援事業

令和7年度 農畜産物渇水・高温緊急対策支援

【対象者要件】

- ・ JA新潟かがやきの組合員(農業者(個人・法人)、農業者によって構成する組織)
 - ・ 水稲: かん水実施面積が令和7年水稲作付面積の30%以上または30a以上のいずれか
 - ・ 園芸: かん水実施面積が令和7年度園芸作物作付面積10a以上であること
 - ・ 畜産: 畜産物の令和6年度販売額が50万円以上の販売農家であること
 - ・ 市町村で同一の支援対策が示されている場合は、市町村への補助申請をしていること
- ※ かん水とは、令和7年の連続無降雨に対する渇水対策として対応した緊急的なかん水を言う。

【支援金額】 購入費・借上げ料単価(税抜)の1/2以内を限度額として、100,000円を上限に支援(千円未満切り捨て)。

【対象経費】 支援対象者が実施期間中に購入または借上げに係る以下の経費

単価: 円、税抜

農畜産物渇水・高温対策支援事業		
事業項目	支援額(最大)	対象経費上限額
1. ポンプ車等の借上げ料	9,350円	18,700円/日
2. ポンプの借上げ料	1,600円	3,200円/日
3. ポンプの購入費	46,550円	93,100円/台
4. 農業用ホースの購入費	4,400円	8,800円/本
5. ポリタンク(200ℓ以上)	14,350円	28,700円/個
6. 畜舎等の暑熱対策設備の購入、借上げに要した経費	100,000円	200,000円
7. その他 JAが必要と認めた渇水対策に要した経費	補助対象経費の1/2(上限100,000円)	



※ 対象外となるもの

- ・ 機械、設備の更新、仕様変更
- ・ 個人売買等による中古機械
- ・ 修理、設置等に係る工事費
- ・ 販売目的以外の農畜産物に使用した経費
- ・ 機械、施設の運転に係る動力費、水道費

【対象期間】 令和7年6月15日から令和7年9月30日まで

【申請期限】 令和7年10月31日まで

【提出書類】

- ・ かがやき農業振興支援事業申請書
- ・ 事業費が確認できる書類
- ・ 対策を講じた圃場の位置、面積がわかる書類
- ・ 各市町村の渇水対策等支援等にかかる申請書、交付決定通知の写し

申請書等、必要書類については最寄りのアグリセンターにお問い合わせください。

[JA新潟かがやき 農畜産物 渇水・高温緊急対策支援本部]